Nuclear Weapon & Nuclear Test Monitor
核兵器・核実験モニター
570-1
19/07/01
毎月2回1日、15日発行
1996年4月23日
第三種郵便物認可
¥200

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

空母化が決まった護衛艦「かが」への日米両首脳による初の乗艦に抗議するヨコスカ平和船団。後方は米強襲揚陸艦「ワスプ」。(2019 年5 月28 日、米海軍横須賀基地。写真提供：非核市民宣言運動・ヨコスカ、斎藤五月晴氏)

主筆■梅林宏道
編集長■湯浅一郎

発行■ＮＰＯ法人ピースデポ
〒 223-0062
横浜市港北区
日吉本町 1-30-27-4　1F

Tel 045-563-5101
Fax 045-563-9907
e-mail : office@peacedepot.org
http://www.peacedepot.org
https://www.facebook.com/peacedepot.org/

郵便振替口座■
00250-1-41182
特定非営利活動法人 ピースデポ
銀行口座■
横浜銀行 日吉支店
普通 1561710
特定非営利活動法人 ピースデポ

朝鮮半島平和プロセスの持続：
軍事演習による事態悪化を防ぐシステム構築が急務

5月、北朝鮮の短距離弾道ミサイル発射を含む訓練や、米韓の「キー・リゾルブ」、「フォウル・イーグル」などの代替合同演習を巡って、相互の批判が続いた。批判の悪循環が朝鮮半島の歴史的な平和プロセスを壊すことが懸念される。軍事演習を契機とした事態悪化を防ぐシステムの必要性について、南北平壌宣言や軍事分野合意書を参考に考える。

6月4日、朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮）は、シンガポール米朝共同声明1周年を前に外務省報道官声明(**3ページ資料1に全訳**)を発し、その後、同文書は、国連文書として加盟国に配布された。声明は、まず「6月12日朝米共同声明を大切にし、誠意をもって実行するという立場と意志に変わりはありません」とした。その上で、「DPRKと米国の間に根深い敵対関係が持続していることを考えると、6月12日の朝米共同声明の履行には、双方が一方的な要求を放棄し、互いの利益に合致する建設的な解決策を見出すことが必要である」とした。そして、米国は、北朝鮮敵視政策をとり続けるのでなく、「現在の計算方法を変更し、できるだけ早く我々の要求に応えることが賢明

今号の内容
軍事演習による事態悪化を防ぐリスク管理を<資料1>米朝首脳会談1周年のDPRK報道官声明ほか/NPT関連資料<資料1>NAC作業文書、<資料2>NPDI作業文書、<資料3>賢人会議の京都アピール/[連載]全体を生きる（18） 30年ぶりの光州訪問 梅林宏道

である」と北朝鮮の立場を世界に向けて発信し、「我々の忍耐力には限界があります」と結んでいる。ここには、米朝共同声明に依拠して対話による問題解決を目指す基本姿勢が改めて示されている。

北朝鮮の短距離弾道ミサイル発射

そうした基本方針を保ちつつ、北朝鮮は、5月に入り日本海に向けたミサイル発射訓練を含む火力打撃訓練を立て続けに行った。5月4日、金正恩委員長立ち会いの下で、最前線と東部前線との迅速対応能力を実証する「火力打撃訓練」を実施した[1]。「大口径の長距離多連装ロケット砲と戦術誘導兵器」の運用能力を試すことが目的だったとしている(**4ページ資料2に抜粋訳**)。韓国国防省によれば、飛しょう体の飛距離は70-240キロメートルとされる。さらに9日には、今度は最前線と西部前線の火力打撃訓練として、北西部・平安北道の亀城(クソン)から東の方向に2発の飛翔体を発射した。韓国軍によれば1発目は約420キロメートル、2発目は約270キロメートル飛行し、ともに日本海に落下した。北朝鮮は、両者とも「誰それを狙ったことではない」、「経常的で自衛的な軍事訓練」であるとしている[2]。これに対し、KCNAが掲載したミサイル発射の写真から、軍事専門家の間では、この飛翔体は、ロシア製の短距離弾道ミサイル「イスカンデル」に似た新型の弾道ミサイルである疑いがあるとされた。仮に弾道ミサイルだとした場合、弾道ミサイル技術を利用した発射を禁じる国連安保理決議に違反するとの報道が相次いだ。

トランプ大統領は、ツイッターで依然として金委員長との合意実現に自信をもっていると述べ、「北朝鮮が何発か小さな兵器を発射した。私の閣僚やらの中には気にいらん者もいるが、私は違う。金委員長は、私との約束を守ると信じている」と投稿した[3].米韓両政府は、不快感を表明しつつも、公式な形では問題にせず、対話の枠組みを崩す事態にならないよう配慮しているとみられる。日本政府関係者では、6月1日、岩屋防衛大臣が、アジア安全保障会議(シャングリラ・ダイアローグ)において北朝鮮が5月9日に短距離弾道ミサイルを発射したことは「安保理決議に違反する」と批判した[4]。

一方、ロバート・エイブラム朝鮮国連軍司令官は、5月22日、陸軍太平洋シンポ(ハワイ)での講演[5]で、5月の北朝鮮によるミサイル発射を含む訓練は、北朝鮮の通常の軍事活動の一部であり、朝鮮半島における緊張緩和の状態に特に悪影響を及ぼすものではないと述べた。総じて、5月の北朝鮮のミサイル発射を含む軍事訓練をもって、国連安保理の制裁が強化され対話の枠組が壊れていく情勢ではない。しかし、今後、発射されるミサイルの射程や質がエスカレートしていけば、事態が悪化する可能性は否定できない。

続く北朝鮮の合同演習批判

一方、米韓、及び南北対話の下で、米韓側の軍事演習は規模や範囲などを修正して実施されているが、それでも北朝鮮は、それらの演習が首脳合意に反すると批判を続けている。3月2日、米韓国防相は電話で会談し、「フォウル・イーグル」、「キー・リゾルブなどの大規模な米韓演習の中止を決定した[6](**4ページ資料3に抜粋訳**)。ロバート・エイブラム朝鮮国連軍司令官は、先に引用した陸軍太平洋シンポで、2つの首脳合意に沿った北朝鮮との外交を促進すべく、米韓軍の「訓練は、規模、範囲、量、そして種類において修正されている。春の米韓合同演習「キー・リゾルブ」、「フォウル・イーグル」を中止し、代わりに「同盟」という名称の指揮所演習を実施している」とした。軍隊は、常にその能力を鍛錬しておかねばならず、「米韓軍は即応態勢維持のため100以上の小規模な演習を実施しているとした。

これに対し、北朝鮮は、名称を変えた「同盟」演習は、「敵対関係の解消と軍事的緊張緩和の」約束をした米朝共同声明と板門店宣言という2つの合意に反する行為であると訴えている。例えば、19年3月7日付「朝鮮中央通信」(KCNA)は、3月4日から12日まで予定された「同盟」という新しい名称での米韓合同演習に対し、「『北の全面的な南侵状況』を想定した戦時作戦計画をコンピュータ・シミュレーションを通じて点検し、戦争遂行能力を引き上げるところにその目的があるとし、「南朝鮮軍当局と米国の尋常でない動きは、敵対関係の解消と軍事的緊張緩和を確約した朝米共同声明と北南宣言に対する乱暴な違反であり、朝鮮半島の平和と安定を願う全同胞と国際社会の志向と念願に対する正面切っての挑戦である」とした(**4ページ資料4に抜粋訳**)。

さらに韓国軍が、5月27日から30日にかけて全域で「ウルチ・テグク訓練」を開始したことに対しても、KCNAは、韓国軍が挑発的な訓練を強行したと非難した。この訓練は、「ウルチ・フリーダム・ガーディアン」合同軍事演習に含まれて行なわれていた韓国軍の「ウルチ」演習と韓国軍単独で行っていた「テグク」訓練を統合した訓練である[7]。

軍事演習による事態悪化を防ぐ方策を

北朝鮮が行った軍事訓練にたいして、米韓の一部に国連安保理決議に違反するという声が出たり、米韓の改訂した訓練や演習に対して北朝鮮が南北、米朝の首脳合意に反すると非難している。このような状況下では、双方の軍事訓練や演習が相互の不信を増幅し、緊張がエスカレートしていくリスクが常に存在している。

この問題を考えるに当り、18年9月19日の南北

平壌(ピョンヤン)宣言とその付属合意書として採択された軍事分野合意書(以下、「合意書」)が参考になる。平壌宣言の第1項は、「南北は、非武装地帯をはじめ対峙地域での軍事的な敵対関係の終息を朝鮮半島の全地域での実質的な戦争の危険除去と根本的な敵対関係の解消につなげていくことにした」とする。そして、①「板門店宣言履行のための軍事分野合意書」[8]を平壌宣言の付属合意書として採択し、②南北合同軍事委員会を速やかに組織して「合意書」の履行の実態を点検し、偶発的な武力衝突防止のための恒常的な連携と協議を行うという。「合意書」で注目すべきなのは、「1.南北は、地上と海上、空中をはじめとする全ての空間において、軍事的緊張と衝突の根源となる相手方に対する一切の敵対行為を全面的に中止する」である。その上で、具体的に5点確認しているが、なかでも「① 双方は相手方を狙った大規模な軍事訓練ならびに武力増強問題、多様な形態の封鎖、遮断や航海の妨害、相手方に対する偵察行為の中止などについて、「南北合同軍事委員会」を組織し、協議する」としているのが重要である。その他に「軍事分界線一帯において、地上、海上、及び空中における相手方を狙った各種の軍事演習を中止する」としている。そして合意2では、「南北は、非武装地帯を平和地帯につくるための実質的な軍事的対策を講じる」とし、① 非武装地帯内で監視所(GP)を全部撤収するための試験的措置として、相互1km以内の近接する南北監視所の完全撤収、②板門店共同警備区域(JCA)の非武装化、③非武装地帯内における南北共同での遺骨発掘、④歴史遺跡についての共同調査及び発掘と関連した軍事的保障対策の継続協議など具体的な取り組みを掲げた。その後、南北、及び朝鮮国連軍司令部で構成する3者協議会を開催し、各項目ごとに、着実に具体化が進行している。

これらについて、ロバート・エイブラム朝鮮国連軍司令官は、ハワイでの演説で、軍事分野合意書の採択は、緊張の緩和に大いに役立ったとしたうえで、「一連の緊張緩和及び信頼醸成措置を列挙した合意は、基本的に間違いや誤算の可能性を減じ、明白な緊張の緩和をもたらした」[9]と述べている。南北が「合意書」を採択し、それを履行するために南北合同軍事委員会を組織したことの意義を米軍自身も評価している。

軍隊が軍隊として存在している限りにおいて、日常的に何らかの軍事訓連や演習を伴うであろう。そうだとすれば、梅林が指摘するように、軍事演習や訓練が双方の不信感をエスカレートさせないためのリスク管理システムを作ることが急務である[10]。現在、南北間には平壌宣言で採択した「合意書」があり、南北合同軍事委員会が協議して合意書を履行することになっている。しかし、合意書の主な内容は、非武装地帯や軍事分界線一帯に限定されており、合意書の対象を朝鮮半島全域に広げていくことが必要である。また、在韓米軍や在日米軍を含む管理システムを、南北合同軍事委員会の周辺にどのように形成するかを考えなければならない。(湯浅一郎、梅林宏道) Ⓜ

注:
1「朝鮮中央通信
(日本語版)2019年5月5日。
2「朝鮮中央通信
(日本語版)2019年5月8日。
3　2019年5月25日のトランプ大統領のツイッター。
https://twitter.com/realdonaldtrump/status/1132459370816708608
4　防衛省ホームページ。
https://www.mod.go.jp/j/approach/exchange/dialogue/iiss/18/01_speech_j.html
5　https://www.stripes.com/news/us/readiness-in-s-korea-unfazed-by-end-of-large-scale-drills-usfk-commander-says-1.582406
6　米国防総省ホームページ。
https://dod.defense.gov/News/News-Releases/News-Release-View/Article/1773294/readout-of-minister-of-national-defense-jeong-kyeong-doos-phone-call-with-actin/
7「朝鮮中央通信」(日本語版)2019年5月27日。
8　本誌第555号に抜粋訳。
9　注5と同じ。
10　梅林宏道「Northeast Asian End Picture Coming About from 2018 US-DPRK and ROK-DPRK Summits Agreements
(2019年6月2日「日韓共同ワークショップ:朝鮮半島の平和から北東アジア非核兵器地帯へ」、ソウル)。RECNAウェブサイトに掲載予定。

＜資料１＞
朝米共同声明の運命：北朝鮮外務省報道官

2019年6月4日

昨年6月にシンガポールで開催された歴史上初めての朝米首脳会談と協議は、朝鮮半島とその地域の平和と安定を促進し、和解と協力の歴史的な潮流を創る上で偉大な意味をもつ重要な出来事でした。

朝米首脳会談と協議で採択された6月12日朝米共同声明は、世界のすべての国々と人々の全面的な支持と承認を得ました。それは、最も敵対的な関係にある国々でさえ、一たび平和と安定を守るための政治的な決定的措置を最優先事項として講じれば、新しい関係を確立するための道を切り拓くことができることを実際に証明したからです。

広く国際社会で認められているように、DPRK政府は、過去1年間にわたり、6月12日の朝米共同声明で規定されたように、新たな朝米関係の樹立、朝鮮半島の持続的かつ安定的な平和体制の構築と朝鮮半島の非核化の達成に向けて絶え間ない努力をしてきました。また、

戦略的に決定的な措置を必要とする実際的イニシアチブをとるなど、DPRK政府はあらゆる可能な努力をしました。

しかし、残念ながら、米国はこの1年の間、共同声明の履行から故意に顔をそらし、一方的に我々が核兵器を差し出すよう主張しながら、力で我々を滅ぼす計画にこれまで以上にあからさまになってきました。

世界全体の大きな関心と期待の中でハノイで開催された2回目の朝米首脳会談では、米国は「先ず先に核兵器解体」を主張して、生涯にない機会を逃したという最大の過ちを犯しました。

これは朝米協議の将来に影を落とします。

朝米共同声明を履行する真剣な立場と誠実な態度に基づいて、米国が問題に取り組むために少しでも助けになることをしていたならば、朝鮮半島の非核化問題もまた大きく進歩を遂げたかもしれません。

朝鮮民主主義人民共和国の国務委員会委員長同志は、彼の歴史的な政策演説の中で、DPRKと米国の間に根深い敵対関係が持続していることを考えると、6月12日の朝米共同声明の履行には、双方が一方的な要求を放棄し、互いの利益に合致する建設的な解決策を見出すことが必要であると述べました。

そして彼は、この目的の達成のために、米国が現在の計算方法を折りたたみ、新しい計算方法をもって我々に接してくることが必須であると述べました。

6月12日の朝米共同声明は、両国が世界と人類に誓った誓約であり、双方が共同で責任を負うべき課題です。

DPRKは、史上初の朝米首脳会談でDPRKと米国の最高指導者が直接署名した6月12日朝米共同声明を大切にし、誠意をもって実行するという立場と意志に変わりはありません。

しかし、もし対話の相手である米国が自らの義務を果たさず、DPRK敵視政策をとり続けた場合、朝米共同声明の運命は有望ではなくなるでしょう。

6月12日朝米共同声明が引き続き有効であるのか、それとも一枚の単なる白紙になるのかは、米国が我々の公正で合理的な立場にどのように応えるかによって決定されるでしょう。

歴史的な6月12日朝米共同声明の布告からおよそ1年が経ったいま、米国はこの1年を正しく振り返り、手遅れになる前に、どちらが正しい戦略的選択であるかを熟考するべきです。

米国は現在の計算方法を変更し、できるだけ早く我々の要求に応えることが賢明であると思われます。

我々の忍耐力には限界があります。

(出典：朝鮮中央通信(英語版)。訳：ピースデポ)

http://www.kcna.co.jp/index-e.htm
から、英文記事を日付で検索できる。

＜資料2＞

金正恩最高指導者、最前線・東部前線防衛隊の火力打撃訓練を指導

平壌、2019年5月5日、「朝鮮中央通信」

金正恩朝鮮労働党委員長、朝鮮国務委員長、DPRK人民軍最高司令官が5月4日、東海（日本海）上で行われた最前線・東部前線防衛隊の火力打撃訓練を指導した。

訓練の目的は、最前線・東部前線防衛隊の大口径長距離多連装ロケット砲と戦術誘導兵器の作戦能力と打撃性能の精度、そして武器や装備の戦闘性能を評価、点検することであり、訓練を契機に全軍を名射手、名砲手運動へより力強く奮い立たせ、常に戦闘準備態勢を整えさせることであった。

(中略)

金正恩最高指導者は、人民軍の近代的な大口径長距離多連装ロケット砲と戦術誘導兵器の素晴らしい運用をたたえ、軍の全員が名砲手であり、近代的兵器システムの熟知と集中訓練の結果、彼ら（軍人）はあらゆる状況に速やかに取り組む義務を果たすことができると述べた。

(後略)

(出典：朝鮮中央通信(英語版)。訳：ピースデポ)

http://www.kcna.co.jp/index-e.htm
から、英文記事を日付で検索できる。

＜資料3＞

パトリック・シャナハン米国防長官代理とチョン・キョンドウ韓国防衛相の電話会談

米国防総省、リードアウト
2019年3月2日

長官代理と大臣は、合同演習と訓練計画に関して在韓米軍司令官と大韓民国参謀長が勧告した同盟の決定を検討し、承認した。緊密な調整の後、双方は、「キー・リゾルブ」「フォウル・イーグル」の一連の演習を終了することを決定した。

長官代理と大臣は、安全保障上の課題を克服するための米韓両国連合軍の継続的な合同防衛態勢を確保することへの彼らのコミットメントを再確認し、新たに設計された指揮所演習と改訂野外訓練計画を通してしっかりした軍事的準備態勢を維持することで合意した。共に、この地域の平和と安全を支援するために、韓国とアメリカの軍隊、連合軍司令部、そして国連軍司令部に対する彼らの継続的な支援を確認した。

長官代理と大臣は、我々の訓練計画を適応させるという同盟の決定が、緊張を緩和し、朝鮮半島の完全な非核化を達成するための外交的努力を支持するという我々の願望を反映していることを明らかにした。

出典：
https://dod.defense.gov/News/News-Releases/News-Release-View/Article/1773294/readout-of-minister-of-national-defense-jeong-kyeong-doos-phone-call-with-actin/

＜資料4＞

米韓が、新たな合同演習「同盟」を開始

平壌、2019年3月7日、「朝鮮中央通信」(日本語版)

報道によると、南朝鮮と米国が４日から「同盟」という新しい名称の合同軍事演習を開始した。南朝鮮と米国は、今回の「同盟」演習が「キー・リゾルブ」合同軍事演習の名称を変えたもので12日まで行い、「フォウル・イーグル」合同軍事演習もやはりその名称をなくして大隊級以下の小規模の野外機動訓練方式で年中随時繰り広げると公表した。今回の演習が「北の全面的な南侵状況」を想定した戦時作戦計画をコンピュータ・シミュレーションを通じて点検し、戦争遂行能力を引き上げるところにその目的があると公言した。(中略)。南朝鮮軍当局と米国の尋常でない動きは、敵対関係の解消と軍事的緊張緩和を確約した朝米共同声明と北南宣言に対する乱暴な違反であり、朝鮮半島の平和と安定を願う全同胞と国際社会の志向と念願に対する正面切っての挑戦である。

出典：
http://www.kcna.kp/kcna.user.home.retrieveHomeInfoList.kcmsf;jsessionid=E19DF91A94D4B887B6F86EF6CE3799AA　から、日付で記事を探すことができる。

[資料] NPT再検討会議第3回準備委員会関連資料

2019年4月29日から5月10日まで国連本部において開催された2020年NPT再検討会議第3回準備委員会に関わる3つの資料を以下に紹介する。第1は、新アジェンダ連合(NAC)のワーキングペーパーの全訳。第2は、日本がリード国である不拡散・軍縮イニシャチブ（NPDI）が提出した透明性に関するワーキングペーパーの抜粋訳。そして、第3に日本政府が組織している「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」の京都アピールである。後2者は、日本政府の2020年NPT再検討会議に向けた姿勢を考えるための参考資料である。（編集部）

＜資料1＞

新アジェンダ連合(NAC)ワーキングペーパー

核軍縮を進める

NPT/CONF.2020/PC.III/WP.35
2019年4月26日

新アジェンダ連合（ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカ）を代表してブラジルが提出したワーキングペーパー

NPT第6条下の義務の履行

1. 新アジェンダ連合(以下、NAC)は、「核兵器爆発に対する唯一の完全な防御策は、核兵器の廃棄及び核兵器が二度と製造されないという保証のみである」という原則のもとに、核不拡散条約(NPT)第6条の履行において実質的な進展を促すために、1998年に設立された。
2. NPT第6条によると、「各締約国は、核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関する効果的な措置につき、並びに厳重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉を行うことを約束する。」
3. 第6条は、単に行動の義務ではなく、結果の1つとして、「厳格かつ効果的な国際的管理の下で、交渉を誠意をもって遂行し、あらゆる面で核軍縮につながる結論交渉を導く義務がある」と定めている。NACは、この点に関し、1995年の条約の無期限延長は、核兵器の無期限保有の承認と同義ではなく、むしろ第6条に基づくすべての締約国の義務を再確認するものであることを想起する。
4. この明確な義務及び核戦争により人類に降りかかるであろう惨状に対する一致した認識にも関わらず、過去数十年間にわたる核軍縮の進展は、受け入れがたいほどに遅く、NPTの核軍縮の柱の履行は未だ達成されていない。
5. すべての締約国は、NPTの下に第6条を履行する義務を共有する。NPTの締約国による1995年、2000年、2010年の再検討会議での合意結果を通して、締約国は、第6条の履行を推し進めるのに役立つことになる実践的かつ現実的な一連の措置を、多くの場合繰り返し、確認し約束してきた。
6. NACは、すべての締約国が、条約の下での義務の遵守、ならびに1995年、2000年、および2010年の再検討会議で行われたすべての決定、決議およびコミットメントに関して完全に説明責任を負うべきであると想起する。
7. 1995年の再検討・延長会議において採択された中東に関する決議は、核兵器およびその他の大量破壊兵器のない中東地域の設立について規定した。2010年の再検討会議は、NPTの締約国がそのような地域の設立に関する会議を招集することを義務付けた。しかし、2012年、この約束を履行するための努力は失敗に終わった。2015年の再検討会議は、1995年の中東に関する決議を履行するためのプロセスを開始することになった成果文書への合意ができなかった。NPTを無期限延長するという決定は、中東に関する決議を含む、協議された一括の文章を通してのみ可能となった。NACは、同決議が完全に履行されるまで有効であり続けることを想起することを望む。
8. NACは、すべての締約国が、NPTにおける義務及び1995年、2000年2010年の再検討会議におけるすべての決定、決議、約束を厳格に遵守することに関して全面的に責任を負わなければならないことを想起する。また、NACは、NPT下の核軍縮の義務の履行に関して、不可逆性、検証可能性及び透明性の原則を適用するという、すべての締約国による約束、とりわけ核兵器国による約束を大いに想起する。
9. NACは、核軍縮の義務及び約束の履行の透明性と測定可能性の向上を通して、責任を強化することができると信じる。NPT第6条の履行の透明性及び測定可能性は、軍縮プロセスにおける信頼醸成及び体制の信用性維持において不可欠である。

核のリスク及び人道上の結末

10. 次第に脆弱性を増す国際的な安全保障環境、2国間関係における緊張の高まり、保有核兵器の近代化と質的改良の新たな潮流を考慮すると、通常の紛争が核兵器を使用する紛争にエスカレートする可能性が再び高まりつつある。偶発的なあるいは誤った爆発のリスク、及び核兵器がサイバー技術及び衛星技術を含む、進化しつつある関連デジタル・ネットワーク技術に対する依存度と脆弱性を増しつつあることにより、意図的な核兵器の使用、あるいは誤認に基づく核兵器の使用、非国家主体が核兵器へのアクセスを獲得することにより生じるリスクが一層増大している。
11. NACは、2010年の再検討会議が、核兵器が使用された場合必ずもたらされる壊滅的な人道的結末に対して深い懸念を表明したことを想起し、すべての締約国が、いかなる時も国際人道法を含む、適用可能な国際法を遵守する必要性を再確認する。それ(同会議)以来、電離放射線に晒されることで、女性や少女がはるかに強い性差のある影響を受けること及び環境、文化遺産、持続可能な開発のための2030年アジェンダによる成果に対して壊滅的な影響を与える可能性があることへの理解を含む、偶発的であれ意図的であれ、核兵器のいかなる使用は人類や地球に必ず深刻な影響をもたらすということについての私たちの知識は著しく増えた。
12. 爆発が起こると、直接的で無差別で大規模な人類の苦しみの先には-その苦しみに対する十分な対応能力も持っていないが-そうした爆発により発生する煙や放射能によるより広範な影響が待ち受けている。核兵器のいかなる使用は、国境を越えて地球規模で、長期間に渡る影響を伴う壊滅的で無差別的な人道的な害を引き起こすことになり、また女性や少女がはるかに強い性差のある影響を受けることになる。「限定的」あるいは「地域的」な核兵器による攻撃などというものは存在しない。
13. 意図的であるかないかによらず、核爆発のリスクの増大、核兵器による人道的結末に関する理解の深化、第6条を履行するという共通の義務が、核兵器禁止条約の採択につながった外交上のプロセスの主要な原動力であった。NACは、核兵器禁止条約が核軍縮及び不拡散体制への貢献の構成要素となり、またNPTの履行に完全に合致し寄与するものであることを繰り返

し述べる。

世界の安全保障環境及び核軍縮

14. NACは、世界の安全保障環境及び軍縮、軍備管理、不拡散のための国際的枠組みが後退していることを深く憂慮している。つい最近の中心的な合意は排除され、近い将来の見通しは不確実である。軍縮の義務及び約束を果たすために、新たな政治的意思とリーダーシップが緊急に求められている。保有核兵器を拡大し、近代化し、質的に改良し、また安全保障ドクトリンにおける核兵器の役割を維持及び増大するという国家的な決定は、NPT体制への信頼を損ない、新たな核軍備競争の脅威をもたらすものである。

15. このような状況の進展に加えて、核の緊張及びリスクを軽減するための手段として、核兵器の高度警戒態勢を解除できなかったことも重なり、核兵器国による自国の保有核兵器を完全かつ不可逆的に廃棄するという明確な約束が疑問視されている。NACは、この点に関して、核兵器が究極的には、核兵器国を含むあらゆる国の安全保障上のリスクであり、核軍縮は、人道上必須であるのと同様に、安全保障上でも必須であるという考えを繰り返し述べる。

16. NACは、今日の世界の安全保障環境の状況は、核軍縮のための緊急行動の必要性を排除するというより、むしろ強化すると考える。既存の核軍縮義務及び約束の履行は、強化され損なわれることのないすべての人間のための安全保障という原則の下、世界の環境の改善に貢献するであろう。

2020年再検討会議に向けての道すじと勧告

17. 1995年の再検討および拡大会議の最終結果によると、レビュー会議の目的は、「会い検討している期間の結果を評価し…分野とその手段を特定することである。この文脈では、NACは、すべての締約国に対し、障害を取り除き、和解を促進し、条約の完全な履行と関連する合意、特に核軍縮に適用される合意を確実にするための率直で開かれた効果的な対話に参加するよう呼びかける。したがって、NACは、2020年に強力でバランスのとれた包括的な成果を達成するという観点から、条約の発効から50年を迎えるために、条約の締約国すべてが協力するよう要請する。

18. この目的のために、2020年再検討会議は以下をすべきである:

i. 出発点として、1995年、2000年および2010年の再検討会議で合意されたすべての努力および約束の継続的な有効性を改めて強調する。

ii. 不可逆性、検証可能性及び透明性の核軍縮原則を繰り返し、適切な法的拘束力のある措置によって補完された技術的アプローチの開発を通じることを含め、核兵器削減に関する協定の核兵器国による実施の文脈において適切な適用を求める。

iii. 核軍縮の義務及び約束の履行の透明性及び測定可能性の向上を通じて説明責任を強化するための選択肢を探求する。

iv. この点に関し、進捗の暫定的な時間枠と規準を含めて、再検討プロセスの下で合意された努力と約束の履行計画を共同でまたは個別に自発的に提示するように核兵器国に要請する。

v. 核兵器国に対し、核兵器の爆発の危険を減らすことを目的とした緊急の問題、核爆発の危険性を減らすことを目的とした適切な法的および手続き的保障措置として、運用中の核兵器を高度警戒態勢から排除し、適切な場所に設置するよう要請する。

vi. 核兵器およびその他の大量破壊兵器のない中東地域の設立に向けた1995年の中東に関する決議を全面的に履行し、すべての国、特に核兵器国に、この目標とそれを達成するための関連する努力を積極的に支持し、地域の国家によって自由に到達された取り決めに基づいて、(国連)総会が核兵器およびその他の大量破壊兵器のない中東地域の設立に関する条約の策定を目的とする会議を招集するよう事務総長に委任することを決定した国連総会の決定A/73/546を承認するよう要請する。

vii. 「核戦争は勝つことはできず、決して争われてはいけない」ことを再確認し、すべての核兵器国および自国の安全保障姿勢において核兵器に頼る国が軍事ドクトリンにおける核兵器の役割を縮小する措置を講じ、そしてこの目的に向けた進歩について報告することを勧告する。

viii. 核兵器のいかなる使用による壊滅的な人道上の影響に対する深い懸念を繰り返し、すべての国が常に、国際人道法を含む適用可能な国際法を遵守する必要性を再確認する。

ix. 女性と女児に対する電離放射線の不均衡な影響を認識する。

x. 締約国の大多数が、第6条の実施に寄与する核軍縮の有効な措置として核兵器禁止条約を採択したことを認識し、条約は、不拡散条約の規定と完全に適合性があり、一貫性があることに注意する。

xi. 軍縮教育や市民社会組織の活動を通じることを含め、あらゆる核爆発のリスクと壊滅的な影響についての公衆の認識を高めることの重要性を強調する。

xii. 核兵器廃絶に向けた各国の努力を支援する事務総長の軍縮のための議題を承認する。

(原文英文。訳:ピースデポ)

出典:
https://undocs.org/NPT/CONF.2020/PC.III/WP.35

＜資料2＞

不拡散・軍縮イニシャチブ(NPDI)ワーキングペーパー

透明性の基本及び信頼醸成措置として各国報告を強化する

NPT/CONF.2020/PC.III/WP.24
2019年4月18日

不拡散・軍縮イニシアチブ参加国(オーストラリア、カナダ、チリ、ドイツ、日本、メキシコ、ナイジェリア、オランダ、フィリピン、ポーランド、トルコ、アラブ首長国連邦)

1. 本ワーキングペーパーは、2020年NPT再検討会議の2019年準備委員会と、2020年再検討会議までに検討を重ねるために、NPTの履行に関する各国報告書を強化するための具体的提言を作ることにより、透明性(NPT/CONF.2020/PC.II/WP.26)に関する不拡散・軍縮イニシアチブ(以下、NPDI)の2018年ワーキングペーパーに基づいている。この重要な透明性措置を向上させることは核軍縮と不拡散の目標に寄与し、また締約国の条約の再検討プロセス強化のための進行中の努力に貢献するだろう。

透明性の重要性
ー特に各国報告について

2.NPDIは以前のワーキングペーパーの中で、透明性の基本原則―不可逆性と検証可能性のような―は核軍縮において不可避であると強調した。確かに、透明性の原理はその他2つの原理を支えてもいる。

3.透明性は核兵器国の保有核兵器との関係において、そしてまた、全締約国によるNPTの履行との関係性においても重要である。信頼と信用を構築することにより、透明性の向上は(核兵器国の)核兵器の完全な廃絶に向けた

更なる削減を推し進めることを可能にする対話と交渉のための共通基盤の確立に寄与する。さらに、透明性の向上は、条約における核不拡散義務の履行への締約国の努力への追加的な再保証を提供する。

4.透明性の重要性は、2000年と2010年の再検討会議における成果文書と、NPDIや新アジェンダ連合、その他が2015年と2020年NPT再検討サイクルで提出したワーキングペーパーで示された強調点からしても明白である。

5.報告制度の強化、各国報告書の提出とその報告書に関する議論は国家間の相互理解を促進する。これに関して、核ドクトリン、核戦略、そして核能力に関する説明と情報交換を含めた透明性強化に向けた努力は信頼醸成に寄与し、それに伴う更なる核兵器削減を可能にするものである。

6.加えて、ほとんどの非核兵器国は、すでに不拡散と保障措置基準を履行していることに鑑みると、特に第6条に関して、NPTの全条項の履行を核兵器国が示す際に、透明性措置の改善は、責任に関する説明義務制度のより良い機能に貢献することだろう。

標準化された報告様式の利点

7.核兵器国による標準報告様式の採用は特に重要であるが、NPT締約国による標準報告様式の広範な利用は、基準を確保し、照合についての共通枠組みを確立することによって、条約の履行に関する進捗状況を測定するという困難な課題を解決するのに役立ち、利益を生むことを可能にする。そのような測定に関するいくつかの試みは説明責任目標を含めて、条約の再検討制度における重要な要素である。

8.我々は非核兵器国よりも核兵器国によるより広範な問題点に関する報告の必要性に言及するが、それは2010年再検討会議における最終文書に含まれている行動計画の確かな行動は、核兵器国に対してのみ当てはまるからである。先進的な核能力を保有する国家と保有しない国家の2種類に分類される非核兵器国に対し、それぞれ異なるアプローチをとることにもまた価値があるかもしれない。このより較正されたアプローチは国家が適応不可能な部分に関する報告をすることについては期待されないということを明確にするだろう。

NPT履行に関する各国報告:これまでの経験と改善の余地

9.今日に至るまで、比較的少数の国家が2010年NPT行動計画の履行における各国の前進について報告しがちである。しかしながら、核兵器国は未だ2010年行動計画のアクション21の中で求められた「標準報告様式」に同意していないが、2014年と2015年に各国報告書は提出した。

10.提供されたデータが即座にアクセス可能な形式で照合され、索引されることを確認するための各国家や我々の集合的な努力による独立した報告において、改善の余地がある。NPT締約国が報告を体系化し、共通の照合形式を発展すること、それらの重要性に関する明白な集団的理解の基盤の上に、その様式を現実的に使用することは役に立つ。

NPT履行に関する将来的な各国報告を強化するための実践的提言

11.2018年準備委員会において提出されたNPDIの透明性に関するワーキングペーパーについての広範な国家からの有益なフィードバックを考慮に入れると、NPDIは条約履行に関する将来的な各国報告を強化するための以下の実践的提案を作成した。

2020年再検討会議に先立ち

12.NPDIは2020年NPT再検討プロセスにつながる以下の提案を作成した。

(a) 全ての締約国は、2017年と2018年に、NPDIによって核兵器国と非核兵器国向けに提案された標準報告様式を使用し、2010年NPT行動計画に基づく締約国の取り組みに関する2020年再検討会議への報告をすべきである。

(b) 全ての核兵器国は以下を強く奨励される:

(i)本報告書への付属文書において再度作成された標準報告様式を考慮に入れ、2015年NPT再検討サイクルの期間において核兵器国が作成した各国報告を基準とする「共通枠組み」に基づき、2010年NPT行動計画のアクション21に沿う形で速やかに標準報告様式に同意する。

(ii)2010年行動計画のアクション56の文言に沿って、2010年行動計画の実施に関して2020年再検討会議に報告する。

(iii) 核ドクトリンと安全保障を含め、報告の中で触れられた問題に関する情報のさらなる説明と共有を行うために、2019年準備委員会の機会とその他の参加可能なフォーラムや繋がりを利用する。

2020年再検討会議において

13.NPDIは、2020年再検討会議において、NPT履行に関する各国報告の問題に特に集中するために、2020年再検討会議において以下のことに着眼点を充て、十分に専念するための時間が締約国に割り当てられることを提案する

(a)定期報告を出している締約国の比率を再確認すること。

(b)締約国が最適な報告を出すための障害を見つけ出し、取り除くことを奨励すること。

(c) 核兵器国の核ドクトリンや安全保障に関する報告について双方向的な議論を行うこと。

(d)国際連合軍縮部(またはそれに準じる適切な組織)の定期的な行動が、NPTの履行に関する各国報告の実施を照合し、索引をつけ、報告することを奨励すること。

(e)特定の頻度で将来的に定期的な各国報告を作成することに同意すること。NPDIは適切な報告スケジュールは全締約国が再検討サイクル毎に2つの報告を提出する、その内の1つは以下の会議の前に前もって提出するということを提案する

(i)それぞれのサイクルにおける第2回準備委員会

(ii)再検討会議毎:

(f)将来的に標準報告様式が締約国により利用されることに同意すること。そのような様式は各国報告が「正確で、最新の、完全な、比較可能な」情報を提供することを確保する。それら報告様式は再検討会議の最新の結果を反映するためにも更新されるべきである。適切に焦点を定めることと、締約国に不適当な報告の負担をかけることを回避するために、そのような報告様式は以下のフォーマットにある報告項目を含むこととする

(i)核兵器国

(ii)先進的な核能力を有する非核兵器国

(iii)先進的な核能力を保持しない非核兵器国

付属書類は、それぞれ異なった分類の国家が報告することを期待される項目の指示基盤を含む。

(g) (2020年までに核兵器国間で標準報告様式に関する合意が不足している場合には)2010年(アクション21)の努力をこの点に関して再確認すること。

(h)核兵器国の報告間隔は非核兵器国の報告間隔よりも長期間空くことがあってはならず、より短期的であることが望ましいということに同意すること。

(i)将来的に同意すること(2022年から2025年のNPT再検討サイクルから開始する)

(i) 準備委員会は十分な時間をすべての締約国による報告の実施と報告に関して締約国が直面する課題

に関する議論をするために割り当てるだろう。

(ii) 再検討サイクル毎の準備委員会の内、少なくとも1回は核兵器国の報告の実施について議論するための特定の時間を割り当てるだろう。

(iii) 準備委員会議長は報告の実施や報告に関する課題についての議論の結論の要旨を次期準備委員会または(必要に応じて)再検討会議の議長へと転送するだろう。

(j) 2025年再検討会議は明白に以下の項目を義務付けることに合意すること

(i) 報告制度の履行において2025年までになされた改善を振り返る。

(ii) 報告制度に関する仕上げと更なる改善に向けた次のステップを決定する。

(k) 2020年再検討会議において、条約締約国が決定するであろう方法により、NPT再検討プロセスを強化するため、より広範な努力の枠組みの中で、報告制度をさらに確固とし、改善すること。

(原文英文。訳:ピースデポ)

出典:
https://undocs.org/NPT/CONF.2020/PC.III/WP.24

＜資料3＞
賢人会議の京都アピール

2019 年4 月16 日

2020 年は、核兵器不拡散条約(NPT)の発効 50 周年、また、3 つの「決定」及び「中東に関する決議」のパッケージに基づく NPT の無期限延長 25 周年に当たる。NPT は、核不拡散、核軍縮及び原子力の平和的利用における国際協力のための国際的なレジームの礎石であり、また、侵略の放棄の規範、紛争の平和的解決及び効果的な国連安全保障理事会と共に、集団的かつ世界的な平和と安全のための基本的なアーキテクチャの一つである。

2020 年 NPT 再検討会議を見据えて、長崎及び京都で会合を開催した「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議(EPG)」は、核軍縮のための状況が悪化の一途を辿り、それが国際の平和と安定を危険に晒していることを深く憂慮する。

このため、EPG は、国際社会に対して、以下の点を再確認するよう要請する。

1. 核軍縮につながる核兵器の全面的廃絶を達成するという核兵器国による明確な約束は、依然として根本的なコミットメントである。このことは、全ての NPT 締約国が同第 6 条の下でコミットしており、また、1995 年、2000 年及び 2010 年の NPT 再検討会議における最終文書でコンセンサスによって作られたように、NPT 体制の三本柱の一つを構成している。

EPG は、以下の点を強調する。

2. より安定的で、安全で、繁栄した世界のための確固たる基盤は、以下のことを必要とする。

a) 監視及び検証の方法を含む, 二国間及び多数国間の核軍備管理条約及び協定を維持し, 堅持すること。

b) 核軍備管理・軍縮条約及び協定の下での全ての義務及びコミットメントを果たすこと、また、不遵守や潜在的に不安定な核兵器の近代化に関する懸念を解決するために既存のメカニズムを活用すること。

c) 議論における礼節と尊重を再構築し、核軍備管理及び脅威削減に関する協力の慣行を取り戻すこと。

d) 各国が核軍縮措置を履行することに役立つ革新的な考えを育むことや、対立する当事者間の相互理解及び協力を育む際の市民社会の貢献を尊重すること。

EPG は、2020 年 NPT 運用検討プロセスの間に、以下を提案する。

3. 核兵器国が、いわゆる「P5 プロセス」を通じて核兵器国間で、また、これと並行して 2020 年NPT 運用検討会議において非核兵器国に対して、核ドクトリン、抑止政策、リスク低減措置及び安全保証に関して更なる説明及び情報共有を行うこと。

EPG はさらに、以下を提案する。

4. NPT 非締約国を含む全ての国は、核脅威の削減、信頼・安全保障醸成措置及び核軍縮検証に取り組むフォーラム及びプロセスに貢献し、必要に応じてそれらを発展させる。

5. 各国間の信頼と安心を促進し、それにより国際的な安全保障を向上させるために、核兵器を保有する全ての国は、

a) 核兵器を保有する他国の戦力態勢に関して、それぞれの安全保障上の懸念を説明し、議論しなければならない。

b) 自国の核政策及び戦力態勢が、適用可能な国際法、特に国際人道法に合致しているか, またどのように合致しているかをさらに説明し、明確化しなければならない。

c) それぞれの国際的な法的拘束力のある核不拡散義務に鑑み、可能な限り、核兵器、兵器として利用可能な核物質及び関連インフラの保全及び安全を確保するための措置を履行しなければならない。

d) 透明性、核兵器の不使用における予見可能性及び信頼性を向上させるための、また普遍的な核軍縮を進展させるべく核軍備管理を再活性化するための措置に合意し、履行しなければならない。

6. 全ての国は、核兵器の輸送、配備あるいは使用から生じる第三国及びその人々へのいかなる損害に対しても、当該国に説明責任及び法的責任を負わせるメカニズム/ 措置を検討すべきである。

7. 核兵器国及び非核兵器国は、NPT 及び非核兵器地帯条約の締約国である非核兵器国に対する法的拘束力のある安全保証の実現を促進すべきである。

8. 核兵器禁止条約に関する立場の大きな相違が存在するものの、全ての国は、核軍縮を進展させるために相互に関与すべきである。

9. 全ての国は、核兵器への依存が低減された、もしくは核兵器がない状態で、いかに平和及び安全を維持し得るかを示すための措置をとるべきである。

10. 全ての国は、新たな技術がいかに戦略的安定を複雑化させ、核兵器使用の危険を増大させ得るかについて評価するとともに、それを防ぐための措置をとるべきである。市民社会はこれらの努力に貢献すべきである。

11. 全ての国は、包括的核実験禁止条約(CTBT)及び包括的核実験禁止条約機関 (CTBTO)を支持し続けるべきである。CTBT の附属書二に掲げられている発効要件国のうちの残り 8 か国、特にCTBT に署名しているが未批准である NPT 締約国の 4 か国は、CTBT に署名・批准すべきである。

12. EPG は、2019 年 11 月にニューヨークの国連本部において開催される予定の, 中東非大量破壊兵器地帯の創設に関する会議の招集を歓迎し、全ての関係国に同会議への参加を慫慂する。

13. 全ての国は、核兵器の全面的廃絶を達成するための共通のビジョン及び道筋の必要性を強調する、国連事務総長の「軍縮アジェンダ: 人類の共通の未来を守る」を支持すべきである。

出典:
https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000469635.pdf

連載エッセー

全体を生きる

梅林 宏道

（題字は筆者）

第18回 30年ぶりの光州訪問

1980年5月の韓国光州（クアンジュ）の民衆蜂起（と、その頃の私たちは呼んでいた）から数年がたった頃であった。強い思いを抱いて私は光州を訪れた。それが何年だったのか思い出せないし、記録も出てこない。当時、KCIAによる民主化運動弾圧の手は日本にも伸びていて、韓国の運動に累が及ばないように日本での連帯運動も注意していた。私自身も不用意な記録を残さないように気を配っていた。

韓国の運動家の案内で一夜を光州で過ごした。1980年5月20日、バス、タクシーなどの運転手が車列を組んで学生や市民たちを守るためのバリケードを築いた。その車列の先頭にいたという青年と話す場を韓国の運動家が設定してくれた。光州のシンボルである無等山（ムドンサン）の麓の暗闇の中で、生ニンニクをかじりながらマックァリを飲み明かしたことだけが、鮮明に記憶に残っている。

2019年6月に訪れた光州には、5.18の文字が溢れていた。私たちが光州民衆蜂起と呼んだ出来事は、今日では「5.18民主化運動」と呼ばれる。5月18日は、戒厳令が全国に拡大され、光州においても軍による運動の弾圧が始まった日である。非武装市民の身を挺した抵抗に流血の弾圧が続いたが、5月20日には数万のデモに対して発砲が始まり死者が出た。21日午後1時、10分間ほどの軍によるデモ隊への組織的な一斉射撃が行われた。これを契機に市民が武装を始め、周辺地域から火器を集め応戦をした。徴兵制のある韓国では当然の成り行きであった。21日戒厳軍はいったん総退却をした。22日には市民が道庁を占拠、いわゆる自由光州が実現した。しかし、戒厳軍は光州を外部と遮断、内部の情報、宣撫作戦を計画的に進めて、5月27日に道庁鎮圧作戦を強行した。戦車が道庁を包囲し、激しい銃撃戦が1時間半続き、阿鼻叫喚のなかで道庁は制圧された。この5月18日～27日の10日間を記憶して「5.18民主化運動」と呼ばれる。

今回の訪問で私が強く印象付けられたのは、「光州民衆蜂起」と呼ばれた＜決起＞が「5.18民主化運動」と呼ばれる＜運動＞へと評価が変遷する歴史であった。一地方都市で起こった流血の市民運動の献身が異端的エピソードに終わるのではなく、韓国の民主主義史上の画期的事件として今日も記憶され検証され続ける地位を得てきた。ここには、日本には無い韓国社会の秘密がある。それは何だろう。私はそのことを考え続けた。

3つの場所を比較的ゆっくりと見学した。道庁からやや離れた場所にあり運動拘束者を軍事裁判にかけた憲兵隊本部を復元した「5.18自由公園」、かつてデモ隊が埋め尽くした錦南路（クムナムロ）にある「5.18民主化運動記録館」、犠牲者の墓を集め顕彰した「国立5.18民主墓地」を、この順番で訪問した。

「国立墓地」には「武装抗争群像」の大きな彫刻がある。武器を持った市民、救護する市民、炊き出しをする市民などがリアルに描かれ、やむを得ぬ武装であると述べられていた。そこは国立の施設である。国として民主主義のために戦ったすべての市民の復権を示したと言える。墓地に付随した資料館には、罪人として裁かれた全斗煥（チョンドゥファン）、盧泰愚（ノテウ）という2人の元大統領の映像があり、かつての朴正熙（パクチョンヒ）大統領を軍事独裁の元凶として紹介するビデオが流れていた。韓国にも現存する歴史修正主義との今も続く闘いに私は想像を馳せた。

「運動記録館」では民主化運動への世論形成のための戦略と努力のスケールの大きさを感じた。5.18運動の原資料と記録を保存する努力を通して、5.18運動の正統性を世界に訴えようとしている。この記録物はユネスコの世界記録遺産として登録された。世界における民主化運動の中において、光州は「転換期における正義」実現の模範という評価があるという。

「5.18自由公園」は、拘束者への拷問や軍事法廷の実態を建造物の復元によって後世に伝える試みだ。中学生のクラスが授業の一環として来て説明を受けていた。高校生の小グループも来ていた。そこには権力と闘った現代史を学ぶ若者たちがいた。

30年振りの光州の旅は回顧以上のものとなった。

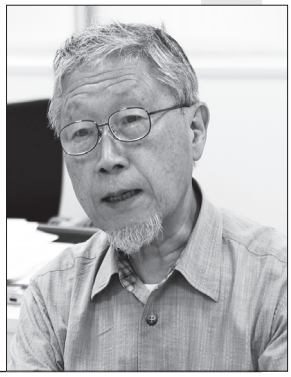

うめばやし ひろみち
1937年、兵庫県洲本市生まれ。ピースデポ特別顧問、本誌主筆。長崎大学核兵器廃絶研究センター（RECNA）初代センター長（2012～15年）。

日誌

2019.5.21~6.20

作成成:有銘佑理、中村桃子

●5月21日　国の指定地域外にいた「被爆体験者」の被曝者認定を求めた訴訟で「入市被爆」認定判決。長崎市は控訴せず。
●5月22日　広島市で被爆した台湾籍女性の被爆者援護法適用外は違法と遺族が訴訟。最高裁が原告上告を退き、敗訴確定。
●5月22日　韓国全羅南道霊光の原子力発電所ハンビッ1号機、重大事故の恐れ。韓国原子力安全委員会、使用停止を命令。
●5月23日　海自、グアム周辺で米豪韓と初の共同訓練を開始。中国けん制の狙い。
●5月24日　米LLNLが、2月にネバダ州で未臨界核実験を行ったと発表。
●5月24日　山口知事(佐賀県)、県有明海漁協に佐賀空港を自衛隊と共有しない、とする公害防止協定の見直しを提案。
●5月25日　山形県鶴岡市、自衛隊の砲弾積んだ民間トラックが海岸に落下。
●5月26日　米の未臨界核実験を受け、京都市市長と議長が連名で、広島・長崎知事がそれぞれ米大統領に抗議文書を提出。
●5月26日　陸自伊丹駐屯地の一等陸士の男性が迷惑防止条例違反で逮捕。
●5月27日　韓国軍、「乙支(ウルチ)太極演習」を開始。災害対応を強調。DPRKに配慮し在韓米軍参加せず(本号参照)。
●5月27日　東京で日米首脳会談開催。トランプ大統領は25日から28日まで滞在。
●5月28日　トランプ米大統領、米海軍横須賀基地でいずも型護衛艦「かが」を視察。
●5月30日　岩屋防衛相、ショイグ露国防相と日本防衛省で日露防衛相会談開催。北朝鮮の非核化は共通目標と認識を確認。
●6月1日　岩屋防衛相、第18回アジア安保会議期間中にシンガポールでチョン韓国国防相と非公式会談を開催。
●6月2日　第18回アジア安保会議期間中にシンガポールで日米韓防衛相会談開催。●6月5日　秋田市へのミサイル配備計画、防衛省提出の報告書に誤り。訂正し謝罪。
●6月6日　台湾国防省、米から戦車と携帯型ミサイルを購入する意向を認める。
●6月7日　中露首脳、演説でDPRKの非核化には体制保障が必要との考えを示す。
●6月11日　RECNA、世界9カ国が約1万3880発の核弾頭保有との推計結果を発表。
●6月12日　サウジアラビアのアブハ国際空港にミサイル着弾。26人負傷。
●6月13日　イラン沖ホルムズ海峡付近で日本の海運会社運航のタンカーが攻撃を受ける。
●6月17日　岩屋防衛相、ミサイル配備計画の調査ミスと住民説明会での局職員の居眠りを佐竹知事(秋田県)に謝罪。
●6月18日　東富士演習場上空で陸自第一空挺団訓練中、輸送機から投下した梱包物が演習場外に落下。
●6月20日　中朝首脳会談。習主席、米朝非核化協定におけるDPRKの姿勢を支持

沖縄

●5月23日　謝花副知事、沖縄担当大使・沖縄防衛局長を県庁に呼び、米軍のパラシュート降下訓練に抗議。
●5月23日　県企業局、北谷浄水場からのPFOS・PFOA検出問題で記者会見。嘉手納基地が流出源である可能性。立ち入り調査要求。
●5月23日　北谷浄水場が供給する那覇市新都心公園からもPFOS・PFOAを検出。1リットル当たり26.86ナノグラム。
●5月25日　石垣陸自配備で重機使用の工事を再開。防衛局、特別天然記念物カンムリワシの営巣活動確認し「問題なし」と判断。
●5月26日　北谷町で米軍属の運転する車がバイクと衝突。バイクの男性が死亡。
●5月27日付　与那国陸自駐屯地内にも「火薬庫」。防衛省、13年8月の説明資料では「貯蔵庫施設」と記載。
●5月28日　普天間飛行場司令官スティール大佐、松川宜野湾市長と面談。市へ午後10時以降の訓練の理解求める。
●5月29日　県環境影響審査会、17年度沖縄防衛局事後調査報告書に対し辺野古の環境保全措置が「適切か確認できない」と指摘。
●6月1日　県、名護市安和の琉球セメント桟橋近くに土砂仮置きを許可。土砂をブルーシートで覆い赤土流出対策。
●6月3日　沖縄防衛局、環境監視党委員会開催。3月に発見されたジュゴンの死骸について、移設工事の「影響なし」と分析。
●6月4日　普天間飛行場所属CH53Eヘリプロペラ部品の一部、浦添市内の中学校テニスコートに落下。重さ約20ｇ。けが人なし。
●6月6日　沖縄防衛局、辺野古新基地K8護岸で県の許可なく構造変更。公有水面埋立法違反の可能性。県、行政指導含め対応検討。
●6月7日　謝花副知事、沖縄担当大使・沖縄防衛局長を県庁に呼び、米軍ヘリの部品落下事故に
●6月11日　玉城知事、過重な基地負担の見直しを求め、全国キャラバンを東京から開始。
●6月12日　玉城知事、防衛省で岩屋防衛相と面会。K8護岸での土砂陸揚げ開始に抗議。
●6月13日付　17年にも南城市内の河川から高濃度フッ素化合物PFBSを検出。県衛生環境研究所が所報で報告。
●6月13日　厚労省、北谷浄水場からのPFOS等高濃度有機フッ素化合物検出問題で来春をめどに水質基準目標値設置を検討。
●6月14日付　在沖米軍、キャンプ・シュワブレンジ10での射撃訓練再開を沖縄防衛局へ通知。昨年6月の流弾事故原因検証されず。
●6月14日　八重瀬町議会、辺野古移設を促進する意見書を賛成多数で可決。
●6月14日　米議会調査局、日米関係の報告書で辺野古新基地建設について「険しい政治的課題」と分析。県民投票結果にも触れる。
●6月17日　国地方係争委、辺野古移設を巡る県の審査申し出を却下。
●6月19日　松川宜野湾市長、市議会で辺野古移設を「容認せざるを得ない」と答弁。議会での容認発言は初。
●6月20日付　辺野古埋め立て土砂の運搬船約200隻、ジュゴン生息域である本島北側経路を運行。防衛省の環境保全措置と相違。

好評発売中

イアブック「核軍縮・平和2018」
―市民と自治体のために

監修:梅林宏道/編著:NPO法人ピースデポ
A5判　298頁/発行:緑風出版

会員価格1600円
一般価格1900円
(ともに+送料)

【特別記事】朝鮮半島の非核化と日本
トピックス:核兵器禁止条約の成立など
新資料24点!!

今号の略語

DPRK=朝鮮民主主義人民共和国
ICBM=大陸間弾道ミサイル
LLNL=ローレンス・リバモア国立研究所
NPDI=不拡散・軍縮イニシャチブ
NPT=核拡散防止条約
RECNA＝長崎大学核兵器廃絶研究センター
TPNW=核兵器禁止条約

核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場
アボリション・ジャパン・メーリングリストに参加を
join-abolition-japan.dLNY@ml.freeml.com にメールを送ってください。本文は不要です。

「北東アジア非核兵器地帯へ:朝鮮半島非核化合意の公正な履行に関する市民の監視活動」

非核化合意履行・監視プロジェクト

最新号「監視報告No.11」(6月19日)「シンガポール米朝共同声明1周年で、北朝鮮が見解を表明し国連文書として加盟国に配布した。」

ブログ:https://nonukes-northeast-asia-peacedepot.blogspot.com/
メルマガ購読希望の方は、office@peacedepot.org まで

編集委員

梅林宏道<umebayashihm@nifty.com>
湯浅一郎<pd-yuasa@jcom.home.ne.jp>
平井夏苗<hirai@peacedepot.org>
山中悦子<e_yamanaka@nifty.com>

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

朝倉真知子、浅野美帆、有銘佑理、梅林宏道、大嶋しげり、桐山愛音、清水春乃、瀬上拡史、高橋悠太、田巻一彦、津留佐和子、中村桃子、原三枝子、平井夏苗、山中悦子、湯浅一郎(50音順)